

私たちの愛するまち高浜市を未来へつなげていくために

高浜市自治基本条例 内部検証報告書

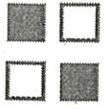


令和2年9月
高 浜 市

目次

| | |
|----------------------|------|
| ◆はじめに | p.1 |
| ◆各条文の検証 | |
| 前文 | p.2 |
| 第1章 総則 | |
| 第1条 目的 | p.4 |
| 第2条 用語 | p.6 |
| 第3条 条例の位置付け | p.8 |
| 第2章 まちづくりの基本原則 | |
| 第4条 まちづくりの基本原則 | p.10 |
| 第3章 まちづくりの担い手 | |
| 第5条 市民の権利 | p.14 |
| 第6条 子どものまちづくりに参加する権利 | p.16 |
| 第7条 市民の役割と責務 | p.18 |
| 第8条 事業者の役割と責務 | p.20 |
| 第9条 議会の役割と責務 | |
| 第10条 議員の役割と責務 | |
| 第11条 市長の役割と責務 | p.22 |
| 第12条 職員の役割と責務 | p.24 |
| 第4章 参画と協働 | |
| 第13条 参画機会の保障 | p.26 |
| 第14条 住民投票 | p.28 |
| 第15条 協働の推進 | p.30 |
| 第5章 地域自治 | |
| 第16条 地域内分権の推進 | p.32 |
| 第17条 まちづくり協議会 | p.34 |
| 第18条 地域計画 | p.36 |
| 第19条 活動の育成と支援 | p.38 |
| 第6章 市政運営 | |
| 第20条 市政運営の基本原則 | p.40 |
| 第21条 総合計画の策定等 | p.42 |
| 第22条 危機管理 | p.44 |
| 第23条 他自治体等との連携と協力 | p.46 |
| 第7章 条例の検証と見直し | |
| 第24条 条例の検証と見直し | p.48 |
| ◆高浜市自治基本条例（全文） | p.50 |

※議会にて検証



はじめに

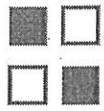
高浜市では、平成 22 年 12 月に、まちづくりに携わる「市民」「議会」「行政」の役割を明らかにし、高浜市の自治に関する仕組みや制度の基本を定めた「高浜市自治基本条例」を制定し、平成 23 年 4 月に施行されました。

この自治基本条例第 24 条には「条例の検証・見直し」という項目があり、5 年を超えない期間ごとに市民を交えた検証を行うことが定められています。

令和 2 年度は施行から 10 年目にあたることから、「高浜市自治基本条例検証委員会」を設置し、市民との協働により 2 回目の検証を行います。

本報告書は、「高浜市自治基本条例検証委員会」等で市民意見をいただくにあたり、自治基本条例の推進状況、推進から見えてきた成果・課題、改正の必要性などについて、行政内部による検証内容を取りまとめたものです。

この内容に「令和 2 年度高浜市自治基本条例検証委員会」からのご意見を加え、「検証中間報告書」として取りまとめていきます。



各条文の検証

前文

私たちのまち高浜市は、自治の本来の姿に立ち返り、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という決意のもと地域内分権を推進し、住民力を育んできました。地域に身近な課題は、地域を構成する市民が最もよく知っています。そこで、地域で担う方がより地域の発展につながるものについては、必要な権限と財源を行政から地域へ移し、市民が自ら考え、自主的・自立的に取り組むことができるよう、小学校区単位で住民自治組織であるまちづくり協議会を設立しました。

市民自治の芽を大きく育て、しっかりと根を下ろし、「高浜市らしさ」を将来にわたって継続・発展させていくためには、まちづくりの担い手である私たち一人ひとりが持っている力を出し合い、みんなで高浜市を創りあげていくことが大切です。

そこで、まちづくりにおける市民、議会及び行政の役割を定め、互いに手と手を取り合いながら、「住んでみたい」「住んでよかった」「いつまでも住み続けたい」と思える持続可能な自立した基礎自治体・高浜市の確立を目指し、高浜市のまちづくりの最高規範として自治基本条例をここに制定します。

私たちの愛するまち高浜市を未来へとつなげていくために。

【関係する主な条例・計画等】 —

① 前文 について

- ◇ 自治基本条例制定の背景・目的、高浜市がこれから目指すべき姿、「自分たちのまちは、自分たちでつくる」という、まちづくりの決意を表現しています。
- ◇ 通常の条例に「前文」が設けられることは、ほとんどありませんが、自治基本条例は「自治体の憲法」とも言われることから、日本国憲法にならって、前文を設けています。
- ◇ 条例には、法体系上、上下関係はないとされていますが、自治基本条例が高浜市のまちづくりの最高規範であることをうたうことにより、理念的に最上位に位置づけるべきものとして、前文で宣言をしています。なお、第3条「条例の位置付け」においても、最高規範性を定めています。

②これまでの主な取組 ～条例の推進状況

前文は、条例制定の背景・目的、高浜市がこれから目指すべき姿、まちづくりに向けた決意を示したものであり、具体的な取組みを定めた条文でないため、この項目は記載していません。

③考察ポイントに関する条文チェック

前文は、条例制定の背景・目的、高浜市がこれから目指すべき姿、まちづくりに向けた決意を示したものであり、具体的な取組みを定めた条文でないため、この項目は記載していません。

④内部検証結果 条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり 必要なし

◇ 高浜市のまちづくりは、「まちのことは自分ごと」として市民・議会・行政が互いに役割分担しながら、「住んでよかった」「いつまでも住み続けたい」と思える高浜市の確立を目指して取り組んできた。「一人ひとりが持っている力を出し合い、みんなで高浜市を創り上げていく」という姿勢は今後も揺るぎないものであり、修正する必要はないと考える。

⑤高浜市自治基本条例検証委員会検証結果とコメント

条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり 必要なし

コメント

★「マチイロ」(i 広報紙) の導入やフェイスブック導入などでプッシュ型の広報を開始

★「市民記者制度」を導入 (H30) し、市民目線でのまちの情報を集めアピール

参考 (H27 年度検証委員会のコメント)

・高浜市は、市民にきめ細かな施策を行っていると思う。「住んでみたい」「住んでよかった」「いつまでも住み続けたい」という想いを高めていくために、もっと高浜市の魅力・よさを市内外にアピールしていくとよい。

I

総則 第1条 目的

(目的)

第1条 この条例は、高浜市におけるまちづくりに関する基本的事項を定め、市民、議会及び行政の果たすべき役割を明らかにすることにより、市民が主体となった自治の進展を図り、持続可能な活力ある地域社会を実現することを目的とします。

【関係する主な条例・計画等】 ー

① 第1条 について

◇ 前文に掲げたまちづくりの決意を踏まえ、条例制定のねらいを簡潔に表現しています。

②これまでの主な取組 ～条例の推進状況

第1条は、条例全体に通じる基本的事項を定めた「総則規定」であり、具体的な取組みを定めた条文ではないため、この項目は記載していません。

③考察ポイントに関する条文チェック

第1条は、条例全体に通じる基本的事項を定めた「総則規定」であり、具体的な取組みを定めた条文ではないため、この項目は記載していません。

④内部検証結果 条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり 必要なし

◇ 第1条は、条例制定のねらいを表現したものであることから、修正は必要ないと考える。

⑤高浜市自治基本条例検証委員会検証結果とコメント

条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり 必要なし

コメント

参考（H27年度検証委員会のコメント）

◇ 行政の内部検証内容のとおり、修正の必要はない。

(用語)

第2条 この条例で使われている用語の意味は、次のとおりです。

- (1) 市民 市内に住む者、働く者又は学ぶ者及び市内で事業又は活動を行う者（法人その他の団体を含みます。）をいいます。
- (2) 行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会（これらの機関の補助職員を含みます。）をいいます。
- (3) まちづくり 住みよい豊かな地域社会をつくるために市民、議会及び行政が取り組む活動をいいます。
- (4) 参画 政策、施策、事業等の立案から実施及び評価にいたる各段階において、市民が主体的に参加し、意思形成に関わることをいいます。

【関係する主な条例・計画等】 —

① 第2条 について

- ◇ この条例の解釈にあたり、認識を共通にしておきたい用語の意味について定めています。適用範囲については、自治基本条例のみとなります。
- ◇ まちづくりには、様々な人・団体が力を合わせていくことが必要であるとの考えから、「市民」の範囲を単に「高浜市に住んでいる人」（住民）に限定せず、市民団体や企業、外国人も含め、幅広く捉えています。

②これまでの主な取組 ～条例の推進状況と成果・課題

第2条は、条例全体に通じる基本的事項を定めた「総則規定」であり、具体的な取組みを定めた条文ではないため、この項目は記載していません。

③考察ポイントに関する条文チェック

第2条は、条例全体に通じる基本的事項を定めた「総則規定」であり、具体的な取組みを定めた条文ではないため、この項目は記載していません。

④内部検証結果 条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり 必要なし

- ◇ いずれの用語も、現在の社会情勢等に照らし合わせて、意味の変容はないと考えられる。用語の定義を安易に変更することは好ましくなく、また、市民から見たわかりやすさという点からも、修正は必要ないとする。
- ◇ 条例制定時より外国籍の方も「市民」として規定している。現在、外国籍の市民が増加し総人口に対する比率も県内トップクラスとなった。定住・短期間の滞在と居住の形態は様々ではあるが、高浜市で生活しておられる以上「市民」であることに変わりはない。ごみの捨て方一つも「まちづくりへの参加」であることから、いかに市民としての自覚を促し、フォローしていくかが課題である。

⑤高浜市自治基本条例検証委員会検証結果とコメント

条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり 必要なし

コメント

参考（H27年度検証委員会のコメント）

- ◇ 行政の内部検証内容のとおり、修正の必要はない。

(条例の位置付け)

第3条 この条例は、高浜市のまちづくりに関する基本を定める最高規範であり、市民、議会及び行政は、この条例を誠実に遵守するものとします。

2 議会及び行政は、他の条例、規則、計画等の制定、改廃等に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければなりません。

【関係する主な条例・計画等】 —

① 第3条 について

☆ 自治基本条例は「高浜市のまちづくりに関する基本を定める最高規範」です。他の条例や規則を制定する場合、あるいは、各種計画を策定・見直す場合には、自治基本条例の内容に合うように、整合をとっていかねばなりません。

②これまでの主な取組 ～条例の推進状況と成果・課題

| | |
|-------------------------|--|
| <p>進捗状況 ※前回検証以降</p> | <p>◆前回検証（平成27年度）以降に制定・策定した各種条例・計画の例 [条例] 高浜市公共施設マネジメント基本条例、高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 [計画] 高浜市公共施設総合管理計画、高浜市しあわせづくり計画、高浜市生涯学習基本計画（後期）、高浜市女性活躍推進計画、高浜市都市計画マスタープラン（改定）、第6次総合計画後期基本計画、高浜市障がい者福祉計画、福祉高浜市第5期障がい福祉計画・高浜市第1期障がい児福祉計画、第7期高浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、高浜市空家等対策計画、第2期高浜市子ども・子育て支援事業計画、たかはま自殺対策計画、高浜市国土強靱化地域計画（令和2年度策定予定） [その他] 高浜市総合戦略・人口ビジョン、参画・協働・情報共有ガイドライン</p> |
| <p>成果・課題</p> | <p>・自治基本条例策定後は、条例・計画の策定において自治基本条例との整合性をはかっている。</p> |

③ 考察ポイントに関する条文チェック

- 人口変化に即しているか
- 経済変化に即しているか
- 危機管理が考えられているか

• 条例の位置づけに関して示したものであり、条文に過不足はない。

④ 内部検証結果 条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり 必要なし

◇ 条例の位置付け（最高規範性）はゆるぎないものであり、本市の施策・事業やまちづくりは、今後もこの条例に基づいて実施していくことに変わりはない。また、規定にあいまいな点やわかりにくい点はないと考えられることから、条文を修正する必要はないと考える。

⑤ 高浜市自治基本条例検証委員会検証結果とコメント

条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり 必要なし

コメント

参考（H27 年度検証委員会のコメント）

◇ 職員が「自治基本条例が自治体の憲法である」という意識をしっかりと持つために、職員の服務宣誓に「自治基本条例を誠実に遵守する」という文言を盛り込んだり、自治基本条例に関する職員研修を行っているのは、大変よい取り組みである。

(まちづくりの基本原則)

第4条 高浜市のまちづくりは、次の基本原則によるものとします。

(1) 参画の原則

議会及び行政は、市民参画の機会を保障し、市民の意思を反映した市政運営を行います。

(2) 協働の原則

市民、議会及び行政は、それぞれの立場や果たすべき役割を自覚し、お互いを尊重・理解し、知恵と力を出し合いながら連携・協力してまちづくりを行います。

(3) 情報共有の原則

市民、議会及び行政は、それぞれが持っているまちづくりに関する情報をお互いに提供し、共有し合います。

【関係する主な条例・計画等】

〔参画〕 高浜市パブリックコメント条例、高浜市市民意見箱に関する実施要綱

〔協働〕 高浜市まちづくりパートナーズ基金の設置及び管理に関する条例、高浜市まちづくりパートナーズ基金事業の実施に関する規則、高浜市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例、高浜市コミュニティプラザの管理及び運営に関する規則、高浜市地域社会活動支援のための公用車の貸出しに関する規則、高浜市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例 など

〔情報共有〕 高浜市情報公開条例、高浜市パブリックコメント条例

① 第4条 について

- ◇ 市民・議会・行政 みんなで力を合わせて高浜市をつくっていく上で基本となる行動原則として「参画の原則」、「協働の原則」、「情報共有の原則」を定めています。
- ◇ (1)参画の原則について、市民の想いを活かした市政運営を進めていくためには、市政運営の様々な場面(例：事業等の立案・実施・評価)において、市民が参画できる機会を設けていくことが大切であることを定めています。
- ◇ (2)協働の原則について、公共的な課題は、市民・議会・行政がそれぞれの持ち味を活かし、力を合わせて解決していくことが大切であることを定めています。
- ◇ (3)情報共有の原則について、まちづくりは、まちの情報を知ること、課題を共有することから始まります。みんなで力を合わせてまちづくりを行うため、議会や行政は、まちづくりに関する情報をわかりやすく、積極的に発信していくこと、また、市民同士もお互いにコミュニケーションをとりながら、情報交換を活発にしていけることが大切であることが大切です。
- ◇ この基本原則に基づいて具体的な取組みを推進するために「第4章 参画と協働」において「第13条 参画機会の保障」「第15条 協働の推進」、「第6章 市政運営」において「第20条 市政運営の基本原則」(情報公開・情報共有)を定めています。

②これまでの主な取組 ～条例の推進状況と成果・課題

| | |
|-------------------------|---|
| <p>進捗状況 ※前回検証以降</p> | <ul style="list-style-type: none"> ◆「参画・協働・情報共有のガイドライン」を策定した。(H27 策定、H31 改定) ◆【参画】 ○各種個別条例・個別計画の策定に関するパブリックコメントを実施した。 (第6次高浜市総合計画(後期基本計画)、高浜市人口ビジョン・高浜版総合戦略、高浜市公共施設マネジメント基本条例、高浜市公共施設総合管理計画、高浜市しあわせづくり計画、高浜市生涯学習基本計画(後期)、高浜市女性活躍推進計画、高浜市第5期障がい福祉計画・高浜市第1期障がい児福祉計画、第7期高浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、高浜市空家等対策計画、たかはま自殺対策計画、高浜市国土強靱化地域計画(令和2年度策定予定) など) ○各種個別委員会等を設置し、その内容に応じて市民公募枠を設けて募集した。 (市民予算枠事業審査委員、保育所第三者評価委員 など) ○各種ワークショップを実施した。 (たかはま未来カフェ、高浜芳川緑地多目的広場の上部利用検討会議、高浜市地域交流施設の運営を考える会 など) ◆【協働】 ○各種協働の手法を実施した <ul style="list-style-type: none"> ・情報の提供・相談・助言 ・人材・団体育成(例:講座・研修の実施、市民団体の活動紹介、団体相互の交流会) ・共催・後援、実行委員会方式による事業実施、協定締結などの事業協力 ・物的支援(例:軽トラックや青パトなどの公用車無料貸出、各種備品貸出) ・財政的支援(例:市民予算枠事業交付金、各種補助金) ・業務委託(例:行政が行っている業務への参入機会の拡大) ◆【情報共有】 ○『広報たかはま』の発行、市公式ホームページやフェイスブック、各ポータルサイトでの発信 ○広聴活動「まちづくりトーク&トーク」の実施 ○情報公開 |
| <p>成果・課題</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・防災に関する参画意欲は大変高く、地域団体と行政との間での協働や情報共有の頻度が上がっている。 ・ホームページシステムのリニューアルやフェイスブック、「マチイロ」(電子広報)など発信のツールを増やしてきた。また、市制50周年記念事業ではインスタグラムも開設し、市民参加を得ている。 |

③考察ポイントに関する条文チェック

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 人口変化に即しているか <input type="checkbox"/> 経済変化に即しているか <input type="checkbox"/> 危機管理が考えられているか <p>・例えば現在では危機管理においてこそ、市民との「参画」「協働」「情報共有」は大変重要であることがわかっている。また、その他社会的変化があったとしてもこの3点は高浜市のまちづくりの基本原則にふさわしいと考える。</p> |
|--|

④内部検証結果 条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり 必要なし

- ◇ 第4条は、市民・議会・行政、みんなで力を合わせて高浜市をつくっていく上で基本となる行動原則を示したものである。
- ◇ 表現にわかりにくい点やあいまいな点はないと考えられることから、条文を修正する必要はないと考える。

⑤高浜市自治基本条例検証委員会検証結果とコメント

条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり 必要なし

コメント

- ★「参画・協働・情報共有のガイドライン」を策定(H31 改定)
- ★平日夜間や土日に市民+行政の会議を設定したり、広報やHPで開催結果の概要をお知らせ

参考（H27 年度検証委員会のコメント）

- ◇ 参画・協働・情報共有の取組みが部署によって温度差が生まれないよう、行政全体の統一的な行動指針として「参画・協働・情報共有のガイドライン」を策定し、参画・協働・情報共有に対する行政の姿勢を市民に見えるようにするとともに、しっかりと根付かせていただきたい。
- ◇ 様々な方に市政運営・まちづくりに参加・参画していただくためには、内容・対象者に合わせて開催日時を工夫する（例：夜間、土・日曜日、平日昼間）など、参加・参画しやすい配慮・工夫が必要である。

Ⅲ

まちづくりの担い手 第5条 市民の権利

(市民の権利)

第5条 市民は、まちづくりに参画する権利があります。

2 市民は、まちづくりに関し、議会及び行政が持っている情報を知る権利があります。

3 市民は、まちづくりに参画しないことを理由に不利益を受けません。

【関係する主な条例・計画等】 高浜市情報公開条例

① 第5条 について

◇ まちづくりにおいて市民の皆さんに保障される権利を定めています。

◇ 市民の皆さんは、自らの意思に基づいて様々な形でまちづくりに関わることができます。一方、第7条「市民の役割と責務」では、市民はまちづくりに参画していくよう努める役割と責務があることを定めており、「権利」と「役割・責務」は表裏一体の関係にあると言えます。

② これまでの主な取組 ～条例の推進状況と成果・課題

市民の権利を保障する「まちづくりの基本原則」(第4条)、「参画機会の保障」(第13条)、「情報公開・情報共有」(第20条第2項)などの規定と関連しているため、この項目は記載していません。

③ 考察ポイントに関する条文チェック

市民の権利を保障する「まちづくりの基本原則」(第4条)、「参画機会の保障」(第13条)、「情報公開・情報共有」(第20条第2項)などの規定と関連しているため、この項目は記載していません。

④内部検証結果 条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり 必要なし

- ◇ 「参画する権利」「情報を知る権利」は、市民が主体となったまちづくりを進める上で基本的、かつ、重要な権利である。よって、条文を修正する必要はないと考える。
- ◇ まちづくりに参画しないことで不利益はうけないが、参加することでまちへの愛着を高めることができるよう、機会の提供を積極的に行う必要がある。

⑤高浜市自治基本条例検証委員会検証結果とコメント

条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり 必要なし

コメント

- ★若年層へのアプローチや、定年後の地域デビューの足掛かりづくりは模索中
- ★「まちづくり出前授業」などを行い、キャッチフレーズに込められた想いを伝えた

参考（H27年度検証委員会のコメント）

- ◇ まちづくりの楽しさややりがいは、取り組んでみて初めて理解することができる。自治基本条例に込められた意味も、まちづくりへの参加をとおして次第にわかるようになってくると考えられる。まずは、実践が大切である。参加のきっかけを、どうつくっていくかを考えていく必要がある。
- ◇ まちづくりのキャッチフレーズ「思いやり 支え合い 手と手をつなぐ 大家族たかはま」を知っている人の割合は確かに増えているが、ただ知っているだけではなく、言葉に込められた意味を理解していただけるよう、しっかりと伝えていくことが、今後の課題である。

(子どものまちづくりに参加する権利)

第6条 子どもは、社会の一員として、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利があります。

【関係する主な条例・計画等】 たかはま子ども市民憲章

① 第6条 について

- ◇ 子どもの頃から地域の課題や将来について関心を高め、意見表明や参加の機会を保障していくことが、次の時代を担う人材育成につながると考え、この条文を設けました。
- ◇ 子どものまちづくりへの参加には、例えば、子どもの事業に関することについて、大人たちだけで決めてしまうのではなく、子どもの意見を言える機会をつくり、取り入れていくことなどがあります。

② これまでの主な取組 ～条例の推進状況と成果・課題

| | |
|-------------------------|---|
| <p>進捗状況 ※前回検証以降</p> | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 各地域・各団体において、子どもたちがまちづくりに参加・参画できる様々な行事・活動が企画・実施されている。 ・ 総合防災訓練への参加（例：中学生による伝令訓練、避難所開設訓練） ・ 地域資源の活用・地域の盛り上げに関する活動（例：鉢植え菊の栽培、子ども菊人形の製作、鬼みちまつりにおける「鬼あかり」の出展） ・ 防犯活動（例：青パト乗車体験、安全・安心マップの作成） ・ 子ども防災リーダー養成講座など市民団体による活動 ◆ 総合計画進行管理の一環として小中学生アンケート（市民意識調査）を毎年実施 ◆ 「自治基本条例子ども向け副読本」を活用した「まちづくり出前授業」を、小学校6年生を対象に実施した。（一部の学校ではまちづくりの実践も実施） ◆ まちの未来を考える「たかはま未来カフェ」を開催し、中学生・高校生の参加を得た ◆ 「高浜市若者会議」を立ち上げ、市制50周年記念事業への参画等に関わった ◆ 市長や市職員が中学校の研究授業等に協力し、財政やまちづくりについての解説を行った。 ◆ 子どもたちのまちづくりへの参画意識を高めるため、小学校社会科副読本「のびゆく高浜」に自治基本条例について記載した。 |
| <p>成果・課題</p> | <ul style="list-style-type: none"> ◇ 市制50周年記念事業には中学生の「参画」があり、大人とともに高浜市のことを考えるよい展開となっている。 ◇ 中学校の総合の時間に協力し「まちづくり」を考える生徒たちと話す機会を得て「子どものまちづくりに参加する権利」や市の政策の概要を伝えることができた。 |

③考察ポイントに関する条文チェック

- 人口変化に即しているか
- 経済変化に即しているか
- 危機管理が考えられているか

・年少人口の減、自然災害の増、多様化の進む社会、いずれをとってもこれからの子どもたちがまちづくりに関心をもつことは必要であり、まずは「参画」以前の「参加」が望まれることから条文に過不足はないと考える。

④内部検証結果 条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり 必要なし

- ◇ 子どものまちづくりに参加する権利は、本市のまちづくりにおいて大変重要な規定である。
- ◇ 少子高齢化が進むなかでこそ、子どものうちからまちづくりへの関心を持つことが大切である。また、災害等についての知識も子どもたちには重要であり、今こそまちづくり活動への参加を通して体得してもらうことが望ましい。
- ◇ まずは、子どもにもそれぞれの年齢に応じてできる役割があることを自覚し、まちづくりの第一歩を踏み出してもらう「参加」の裾野を広げていくことが大切であることから、条文を修正する必要はないと考える。

⑤高浜市自治基本条例検証委員会検証結果とコメント

条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり 必要なし

コメント

参考（H27年度検証委員会のコメント）

- ◇ 小学6年生を対象に実施している「自治基本条例出前授業」は、とてもよい取組みだと思う。中学校でも出前授業を実施し、体系的に学ぶことによって、地域とのつながりが持ち、まちづくりへの参加を促していったらどうか？
- ◇ 「地方自治は民主主義の学校」といわれている。公職選挙法の改正により、選挙権の年齢が満18歳以上に引き下げられることに伴い、今後ますます子どもの頃から自治やコミュニティに関する学習に取り組む重要性が高まってくる。子どもたちもまちの一員であること、まちづくりに参加できることを伝えていくことが大切である。今後も継続的に取り組んでいただきたい。

★進捗状況
欄参照

(市民の役割と責務)

第7条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、まちづくりに参画するよう努めます。

2 市民は、お互いの立場を尊重し、理解し合い、それぞれが持っているまちづくりの情報を交換し合いながら、連携・協力してまちづくりに取り組みます。

3 市民は、まちづくりに参画するに当たっては、公共の視点を持ち、自らの発言と行動に責任を持つものとします。

【関係する主な条例・計画等】 —

① 第7条 について

☆ 第5条「市民の権利」において、市民のまちづくりに参画する権利を定めていますが、「権利」と「役割・責務」は表裏一体の関係にあります。

☆ 市民には、まちづくりに参画する努力が望まれること、また、参画にあたっては互いに認め合うこと、公共の視点を持ち、自身の発言や行動にも責任を持つことが大切です。

② これまでの主な取組 ～条例の推進状況と成果・課題

| | |
|-------------------------|---|
| <p>進捗状況 ※前回検証以降</p> | <ul style="list-style-type: none"> ◆まちのことは「じぶんごと」である <ul style="list-style-type: none"> ・「しあわせづくり計画」(地域福祉計画)の策定 ・「たかはま未来カフェ」の開催 (H29は無作為抽出での参加者募集) ・防災訓練や避難所づくり検討会など地域防災活動への参画 ◆高浜のこれまでとこれからを共に考える <ul style="list-style-type: none"> ・「いっしょに考えよう!学校を拠点とした公共施設のカタチ」シンポジウムの開催 ・「ざっくばらんなカフェ」の開催 ・市制50周年を共にもりあげるために企画を検討する「市民会議50」 ◆各種会議での市民委員の参画 <ul style="list-style-type: none"> ・総合計画審議会、総合計画推進会議 <p style="text-align: right;">など</p> |
| <p>成果・課題</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・市民意識調査の回答率が低下している。 ・町内会をはじめとした地域活動団体への加入者が減少している。 ・参画(意見を出すこと)と協働(ともに動くこと)の両立の必要性が高まっている。 |

③考察ポイントに関する条文チェック

- 人口変化に即しているか
- 経済変化に即しているか
- 危機管理が考えられているか

- ・どのような変化にも市民の役割と責務の基本は変わらないと考えるが、人口構造の変化や、外国籍の方の増加のなかで、担い手の発掘や連携の重要度は増している。
- ・災害時には、特にこの「役割と責務」を市民の皆さんに十分理解していただいていることが、スムーズな復興につながると考えられる。

④内部検証結果 条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり 必要なし

- ◇ 「できるときに、できることを」の意識を持ち、まちづくりに参加・参画するよう努めていただくことは、より多くの方にまちづくりの意識を広める良き結果をもたらすために大変重要である。
- ◇ また、まちづくりへの参加・参画にあたって、他者の意見や行動を尊重するとともに、公共の視点を持ち、自らの発言や行動に責任を持つことは、活動を民主的なものとしていくために不可欠である。よって、条文を修正する必要はないと考える。
- ◇ 新型コロナウイルス感染症の影響で、これまでのような「集い語り合う」ことが困難な社会になっている。このことと、人口減少や意識の変化もあわせて考慮し、新たな「つながり」のかたちも模索することが、市民同士の連携には重要である。

⑤高浜市自治基本条例検証委員会検証結果とコメント

条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり 必要なし

コメント

★ 広報などで地域活動を発信

参考（H27年度検証委員会のコメント）

- ・一人ひとりができることには限りがあっても、みんなで力を持ち寄ることによって、まちを動かす大きなエネルギーとなっていく。「できるときに、できることを」の意識を持ち、まちづくりに参加・参画するよう努めていただくことは、まちづくりの裾野を広げていく上でも大変重要である。
- ・まちづくりに参加・参画にあたっては、他者の意見や行動を尊重するとともに、公共の視点を持ち、自らの発言や行動に責任を持つことは、活動を民主的なものとしていくために不可欠である。よって、条文を修正する必要はないと考える。

(事業者の役割と責務)

第8条 事業者は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、市民、議会及び行政と協力して、地域の課題解決に向けた取組みに努めます。

【関係する主な条例・計画等】 ー

① 第8条 について

◇ 第2条「用語」では、事業者も「市民」に含んでいます。しかし、市内において事業活動その他の活動を行う者もしくは団体である事業者は、地域社会を構成する一員として、まちづくりに対する役割も大きいと考え、この条文を設けました。

②これまでの主な取組 ～条例の推進状況と成果・課題

| | |
|-------------------------|--|
| <p>進捗状況 ※前回検証以降</p> | <p>【事業者の取組みの例】 市民一斉清掃への参加（清掃・ごみ回収・泥あげ）、環境美化推進員（団体）登録、事業者向け防災勉強会への参加、パトロール活動への協力、総合防災訓練や水防訓練への参加、市への寄附（金銭、物品）、協賛金支援、公園遊具ペンキ塗り活動、小中学校への出前授業、各種行事の主催、地域行事への参加・協力 など</p> <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害協定 ・新型コロナウイルス感染症対策のなかで、保育や介護の現場などのためにとマスクや消毒液、防護服などを企業から寄付 ・市制50周年記念事業に向けての協力 |
| <p>成果・課題</p> | <p>地域行事への協力だけでなく、近年は災害時の協力体制、新型コロナ感染症対策への支援など、市民の皆さんへの全体的な貢献を申し出ているようになっている。</p> |

③考察ポイントに関する条文チェック

- 人口変化に即しているか
- 経済変化に即しているか
- 危機管理が考えられているか

- ・市民の一員として、事業者にも役割・責務をもっていただくことは、経済を担うだけでなく、まちの底力を上げるために非常に大切なことである。
- ・市外から通う従業員にとっても高浜市は1日の中でも大部分を過ごす場所であり、災害時はともに助け合う一員であることから、この条文は必要と考えられる。

④内部検証結果 条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり 必要なし

- ◇ 事業者は地域社会を構成する一員として、まちづくりに対する役割も大きい。また、表現にわかりにくい点やあいまいな点はないと考えており、条文を修正する必要はないと考える。
- ◇ 現在、全国的に新型コロナウイルス感染症の影響で経済は打撃を受けている。しかし、活気ある地域社会の一翼を担うという事業者の役割・責務は変化しないため、条文の修正は必要ないと考える。

⑤高浜市自治基本条例検証委員会検証結果とコメント

条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり 必要なし

コメント

★事業者の地域
貢献活動を広
報などで紹介

参考（H27年度検証委員会のコメント）

- ◇ 企業も地域社会の一員として、市の行事や地域活動に参加・貢献していることも多い。活動発表など「取組みの見える化」を進めたり、市民・地域と企業がつながるきっかけの場を設けてはどうか。

Ⅲ

まちづくりの担い手 第 11 条 市長の役割と責務

(市長の役割と責務)

第 11 条 市長は、市民の信託に応え、市政の基本方針を明らかにし、高浜市の代表者として、公正かつ誠実に市政を運営します。

【関係する主な条例・計画等】 —

① 第 11 条 について

- ◇ 市長は、議会とともに住民の直接選挙によって選ばれる代表機関です。高浜市の代表者として行政の舵取りを任される市長の役割・責務について定めています。
- ◇ 市長には、地方自治法で「総括代表権」や「事務の管理及び執行権」などの権限が定められています。そのため、条例では市民の皆さんの信託に応え、公正かつ誠実に市政を運営するという基本的な責務を示しています。

② これまでの主な取組 ～条例の推進状況と成果・課題

| | |
|-------------------------|---|
| <p>進捗状況 ※前回検証以降</p> | <ul style="list-style-type: none"> ◆第6次総合計画「後期基本計画」に基づく市政運営をスタートさせた。 ◆毎年3月議会にて施政方針演説を述べ、その概要を公表している。 ◆新型コロナウイルス感染症に関連してホームページ、市広報でメッセージや動画を発信し、啓発に努めている。 |
| <p>成果・課題</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・市政の状況をお知らせする発信の機会と手立てをより増やす必要がある。 |

③考察ポイントに関する条文チェック

- 人口変化に即しているか
- 経済変化に即しているか
- 危機管理が考えられているか

・市長としての基本的な役割・責務に「公正かつ誠実に市政を運営する」とあり、様々な変化に応じて市政運営を進めるのは自明のことである。

④内部検証結果 条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり 必要なし

第11条は、自治体経営のトップとして、高浜市のまちづくりの舵取りを任される市長の役割・責務について定めた規定である。表現にわかりにくい点やあいまいな点はないと考えており、条文を修正する必要はないと考える。

⑤高浜市自治基本条例検証委員会検証結果とコメント

条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり 必要なし

コメント

参考（H27年度検証委員会のコメント）

- ◇ 市長が、資源ごみ分別収集拠点を回るなど、市民に姿を見せ、日常の中で市民と意見交換を行い、声をくみ取っているのは、大変よいことである。今後もそうした姿勢を持ち続けていただきたい。

(職員の役割と責務)

第 12 条 職員は、市民全体のために働く者として、市民の視点に立って、公正かつ誠実に職務を行うとともに、職務に必要な専門的知識の習得や能力・資質の向上を図ります。

2 職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、積極的に市民と連携し、市民との信頼関係を築きながら、職務を行います。

【関係する主な条例・計画等】 職員成長支援計画

① 第 12 条 について

- ✧ 行政の代表である市長を補助する機関として、市役所職員が果たす役割・責務を定めています。
- ✧ 地方公務員法第 30 条では、市役所職員のサービスの基本として「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と定められています。こうした地方公務員としての当然の責務のほか、地域社会の一員であることを自覚し、市民とともに自治を育み、まちづくりに取り組んでいくという姿勢も欠かせません。

②これまでの主な取組 ～条例の推進状況と成果・課題

| | |
|-------------------------|--|
| <p>進捗状況 ※前回検証以降</p> | <ul style="list-style-type: none"> ◆年間を通じて各種研修を実施 〔内部研修〕若手職員成長支援研修、管理職リーダー研修等の階層別研修 など 〔外部研修〕全国地域リーダー養成塾、自治大学校、青年会議所派遣研修 など ◆毎年、広報たかはまで「人事行政の運営等の状況」について公表している。 ◆まちづくり協議会特派員制度により、若手職員がまちづくり協議会の会議や活動に参加し、多くを学んでいる。 ◆災害に備えた職員訓練の実施 |
| <p>成果・課題</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・第 6 次高浜市総合計画後期基本計画では「みんなでめざすまちづくり指標」に「市民と一緒に地域活動に取り組んでいる職員の割合」を指標に掲げており、数値は年々上昇している。 ・今後さらなる成果を上げるためには、職員成長支援計画【改訂版】の策定が必要である。 |

③考察ポイントに関する条文チェック

- 人口変化に即しているか
- 経済変化に即しているか
- 危機管理が考えられているか

発災時には市民と共に避難所運営などに携わる市職員には、普段から信頼関係を深める必要性が増している。また、社会変化に応じ業務のICT化を見据え、職員にもスキルの向上と意識浸透を図っている。

④内部検証結果 条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり 必要なし

- ◇ 地方公務員としての当然の責務のほか、地域社会の一員であることを自覚し、市民とともにまちづくりに取り組む姿勢を今後さらに強く意識して業務にあたるためにも必要な条文と考える。
- ◇ 表現にわかりにくい点やあいまいな点はなく、条文を修正する必要はないと考える。

⑤高浜市自治基本条例検証委員会検証結果とコメント

条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり 必要なし

コメント

参考（H27年度検証委員会のコメント）

- ◇ 「まちづくり協議会特派員」は、地域と行政とのパイプ役として大変活躍しており、高く評価している。今後も制度を継続・充実していただきたい。
- ◇ 企業への職員派遣は、行政にとっても、企業にとってもお互いの特性を理解しあい、人脈を築くこともでき、大変よい取り組みである。他の自治体では、複数年派遣を継続的に実施しているところある。単発で終わらせず、継続的な実施を検討してはどうか。

(参画機会の保障)

第13条 行政は、市民の意見が市政へ反映されるとともに、参画する機会が保障されるよう、多様な参画制度を設けます。

【関係する主な条例・計画等】 高浜市パブリックコメント条例、高浜市市民意見箱に関する実施要綱

① 第13条 について

- ◇ 第4条「まちづくりの基本原則」にうたった「参画の原則」に基づき、市民の意思に基づいた市政運営を行うため、様々な市民参画の制度を設けることを定めています。
- ◇ 参画制度には様々な方法が考えられますが、対象となる事案によって、最も適切で効果的な手法で行う必要があります。また、政策等の立案、実施、評価、改善過程において、幅広い市民の皆さんの参画が得られるような工夫が必要です。

② これまでの主な取組 ～条例の推進状況と成果・課題

第4条「まちづくりの基本原則」の「(1) 参画の原則」に関する記載内容と関連するため省略

③考察ポイントに関する条文チェック

- 人口変化に即しているか
- 経済変化に即しているか
- 危機管理が考えられているか

・特に危機管理に関して全市的に共通認識の必要性が高まる中、多様な参画機会を保障することは、まちのことを「自分ごと」としていただくうえで必要と考える。

④内部検証結果 条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり 必要なし

- ◇ 第13条は、第4条「まちづくりの基本原則」を受け、多様な市民参画制度・機会を設けることを定めたものである。市民とともにまちづくりを行うためには、今後も参画機会の保障は不可欠である。
- ◇ 表現にわかりにくい点やあいまいな点はないと考えており、条文を修正する必要はないと考える。

⑤高浜市自治基本条例検証委員会検証結果とコメント

条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり 必要なし

コメント

参考（H27年度検証委員会のコメント）

- ◇ 第13条は、第4条「まちづくりの基本原則」を受け、多様な市民参画制度・機会を設けることを定めたものである。市民の意思に基づいた市政運営を行うためには、今後も参画機会の保障は不可欠である。
- ◇ 表現にわかりにくい点やあいまいな点はないと考えており、条文を修正する必要はないと考える。

(住民投票)

第14条 市政に関する重要事項について、市民の意思を確認するため、投票資格を有する市民の請求又は議会若しくは市長の発議により、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

【関係する主な条例・計画等】 高浜市住民投票条例

① 第14条 について

◇ 地方自治体の意思決定は「間接民主制」を基本としていますが、高浜市が直面する重要課題、将来に決定的な影響を及ぼすような課題に限って、間接民主制を補う形で「直接民主制」の一つの方法として、住民投票制度を定めています。

間接民主制：選挙等によって代表者（議員、市長など）を選び、政治をその代表者に信託すること。代表民主制ともいいます。

直接民主制：市民（有権者）が直接、意思決定に参加すること。

◇ 高浜市では、平成12年に「高浜市住民投票条例」を制定し、平成14年には投票資格者を見直す（年齢要件を満18歳以上とする。永住外国人も対象とする。）など、全部改正を行っています。

② これまでの主な取組 ～条例の推進状況と成果・課題

| | |
|-------------------------|--|
| <p>進捗状況 ※前回検証以降</p> | <p>「中央公民館取り壊し」の賛否を問う住民投票（平成28年11月20日）実施初の実施となったが、結果は条例にある投票率50%に届かず、36.6%であったことから「不成立」となった。</p> |
| <p>成果・課題</p> | <ul style="list-style-type: none"> • 社会の急速な変化により生じた事案について、柔軟かつ速やかに対応することができるようにするためには、制度として担保しておく必要がある。 • 平成28年の住民投票の際、中立的な立場として公開討論会等にかかわった児玉克哉氏（社会貢献推進国際機構理事、リンカーン・フォーラム理事）からは以下のような感想をいただいている。「特筆すべき事例になったと思うのは『投票公報』と『ネット配信討論会』です。ともすれば行政が単独で作成し、一方的な主張を掲載しがちなところを、中立的な立場を入れて、双方の主張を聞き取り併記したものとなりました。また、私が討論会のコーディネーターを務め、双方が交互に主張を話す討論会を録画し、ネット上で配信した「ネット配信 討論会」も前例のない取組みであったと思います。どちらも、「反対」「賛成」の二者択一をするために、有権者自身が判断の一助にすることに主眼をおきました。」（広報たかはま H29年3月1日号参照） |

③考察ポイントに関する条文チェック

- 人口変化に即しているか
- 経済変化に即しているか
- 危機管理が考えられているか

・選挙権が18歳から引き下げられる（H28）より以前から18歳市民の投票権を認めている制度であり、市民の権利・責務と役割などとの不整合もない。

④内部検証結果 条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり 必要なし

◇ 制度を担保しておくことが望ましく、また、表現にわかりにくい点やあいまいな点もないと考えており、条文を修正する必要はないと考える。

⑤高浜市自治基本条例検証委員会検証結果とコメント

条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり 必要なし

コメント

参考（H27年度検証委員会のコメント）

◇ 常設型住民投票は、全国初の制定であり、市民にとって誇りである。「いざ」という時には発議することが担保されており、市民にとっては安心感がある。

(協働の推進)

第15条 市民、議会及び行政は、お互いの自主性及び自発性を尊重するとともに、目的や情報を共有して、相互理解と信頼関係のもとに、協働してまちづくりに取り組みます。

2 行政は、公共的課題の解決や公共的サービスの提供等について、市民がその担い手となれるよう、協働を進めるための仕組みづくりや必要な支援を行います。

【関係する主な条例・計画等】 高浜市まちづくりパートナーズ基金の設置及び管理に関する条例、高浜市まちづくりパートナーズ基金事業の実施に関する規則、高浜市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例、高浜市コミュニティプラザの管理及び運営に関する規則、高浜市地域社会活動支援のための公用車の貸出しに関する規則、高浜市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例 など

① 第15条 について

- ◇ 公共は行政だけが担うものではなく、役割を分担しながらみんなで力を合わせて担っていくことが大切です。
- ◇ 協働が実りある成果を生み出すためには、お互いに役割と責任を明らかにして目的を共有すること、自主性・自発性を尊重すること、信頼関係を築くことが大切です。

② これまでの主な取組 ～条例の推進状況と成果・課題

第4条「まちづくりの基本原則」の
「(2) 協働の原則」に関する記述と関連するため省略

③考察ポイントに関する条文チェック

- 人口変化に即しているか
- 経済変化に即しているか
- 危機管理が考えられているか

・「協働」の原則は、市民、議会及び行政がそれぞれの立場や果たすべき役割を自覚し、お互いを尊重・理解し、知恵と力を出し合いながら連携・協力してまちづくりを行うことである。社会変化の中ではより強い信頼関係の構築や役割分担が必要であり、条文に過不足はないと考える。

④内部検証結果 条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり 必要なし

- ◇ 第 15 条は協働を進める上での基本姿勢を表したものであり、公共的課題の解決等にあたって地域ならではの視点をいかし、みんなで力を合わせていくためには不可欠なものである。
- ◇ 前回検証の後、平成 28 年度から高浜南部公民館をコミュニティプラザに変更することで、より活用できるようにしたいと地域団体から要望書がだされ、議決を経て高浜南部第 2 ふれあいプラザに変更し、NPO 法人高浜南部まちづくり協議会が指定管理者としてソフト面の充実をはかり、運営している。これを皮切りに、他の小学校区でも同様な意見が検討され、平成 29 年度には翼まちづくり協議会と翼公民館が統合。現在も地域団体間で一体化への動きが見受けられる。機関を統合・整理しながら、公共を行政と地域が協働で担う動きとなっている。
- ◇ 表現にわかりにくい点やあいまいな点もないと考えており、条文を修正する必要はないと考える。

⑤高浜市自治基本条例検証委員会検証結果とコメント

条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり 必要なし

コメント

参考（H27 年度検証委員会のコメント）

- ◇ 協働は、行政だけでなく、市民、議会ともに、全ての主体にとって関係がある。今後も、なお一層取り組んでいくことが大切である。

(地域内分権の推進)

第 16 条 行政は、地域を構成する市民がお互いに支え合いながら安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、地域のことは地域の市民が自ら考え、実行するための施策を講じるとともに、地域の自主性・主体性を尊重し、お互いに補完し合いながら、まちづくりを行います。

【関係する主な条例・計画等】 高浜市まちづくり協議会条例、高浜市まちづくりパートナーズ基金の設置及び管理に関する条例、高浜市まちづくりパートナーズ基金事業の実施に関する規則、第 6 次高浜市総合計画、各まちづくり協議会地域計画 など

① 第 16 条 について

◇ 市民の意思に基づくまちづくりを行うためには、市政への市民参画も大切なことですが、市民に身近な課題は市民が考え、対応・解決をしていくという、地域の実情や実態に沿ったまちづくりをできるようにしていくことが重要です。

そうした考えから、高浜市では、必要な権限や財源を地域へお渡しする「地域内分権」を進め、その担い手として、まちづくり協議会の活動を支援しています。

② これまでの主な取組 ～条例の推進状況と成果・課題

| | |
|-------------------------|--|
| <p>進捗状況 ※前回検証以降</p> | <ul style="list-style-type: none"> ◆各小学校区に設置した「ふれあいプラザ」の指定管理や管理委託を各まちづくり協議会が行っている。 ◆行政が実施している事業のうち「地域でやりたい」と申請があった事業について、各まちづくり協議会に地域内分権推進事業交付金（通称：移譲事業交付金）を交付している。12 のメニューから地域の実情に応じた事業を実施し、自助努力により生じた余剰金は更に地域のための自主事業等に活用できるシステムとしている。 <p>【地域内分権推進事業（移譲事業）のメニュー】</p> <p>①青パト防犯パトロール／②総合防災訓練／③防犯灯管理／④防災倉庫管理／⑤公園管理／⑥健康体操／⑦男のレシピ研究会／⑧認知症サポーター養成／⑨ふれあい福祉農園／⑩安全・安心拠点管理（吉浜のみ）／⑪社会教育推進事業／⑫稗田川管理事業</p> <p>・平成 27 年度の地域内分権推進事業（移譲事業）実施事業数 5 まち協計 30 事業 令和 2 年度 5 まち協計 35 事業</p> |
| <p>成果・課題</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・行政が行う事業やサービスは、画一的になりがちであるが、地域で取り組んだ方がよりよいサービスにつながるものについて、必要な権限・財源を行政から地域へ移し、地域の実情に合った多様な取組みが行われ、創意工夫によって税の有効活用が図られている。 |

③考察ポイントに関する条文チェック

- 人口変化に即しているか
- 経済変化に即しているか
- 危機管理が考えられているか

- ・担い手の高齢化や減少に苦慮はしているが、地域団体はそれぞれのテーマにより、まちづくりへの取り組みを続けている。
- ・防災への関心は年々高まっており、地域でのつながりや自主性が非常に重要になっている。そのことから行政と地域との連携を示す必要がある。

④内部検証結果 条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり 必要なし

- ◇ 市民ニーズが多様化し、地域の実情も一律ではなく、課題解決の優先順位も地域によって異なるなかで、市民の皆さんの意思を反映し、地域の実情に合ったまちづくりを行っていくためには、身近な課題はできるだけ市民の皆さんに近いところで主体的に考え、対応・解決するといった、地域の個性や創意工夫を活かしたまちづくりを展開できるようにしていくことが重要であり、地域内分権の推進は今後も力を入れていくべき取り組みである。
- ◇ 表現にわかりにくい点やあいまいな点はないと考えており、条文を修正する必要はないと考える。

⑤高浜市自治基本条例検証委員会検証結果とコメント

条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり 必要なし

コメント

参考（H27年度検証委員会のコメント）

- ◇ 地域の安全・安心をいかに守るかなど、地域課題を地域自らが考え、解決していくためには、地域内分権を推進していくことが不可欠である。今後も重点を置き、時代に対応しながら、政策的な発展を期待したい。

(まちづくり協議会)

第17条 市民は、前条に規定する地域内分権を推進する組織として、小学校区ごとに一を限り、その地域の市民で構成するまちづくり協議会を設置することができます。

2 まちづくり協議会は、その地域の市民に開かれた組織とし、身近な地域の課題を話し合い、解決できるよう、地域の市民の意思を反映してまちづくりを行います。

3 まちづくり協議会に関する必要な事項は、別に条例で定めます。

【関係する主な条例・計画等】 高浜市まちづくり協議会条例、高浜市まちづくり協議会条例施行規則、各まちづくり協議会地域計画

① 第17条 について

- ◇ 「まちづくり協議会」は、身近な課題はできるだけ市民の皆さんに近いところで主体的に考え、対応・解決するための、住民自治を充実・強化する具体的な仕組みです。
- ◇ 町内会、PTA、子ども会、おやじの会、婦人の会、いきいきクラブ、消防団、民生委員といった、地域を代表する団体、世代を代表する団体、課題別（分野別）を代表する団体や、まちづくりに関心を持つ個人・企業など、より多くの団体・個人が集まり、地域の総合力を形づくりながら、地域課題の掘り起こしや対応・解決に力を注いでいくことが求められています。
- ◇ まちづくり協議会を条例に位置づけることにより、公共的団体として担保しました。

② これまでの主な取組 ～条例の推進状況と成果・課題

| | |
|-------------------------|--|
| <p>進捗状況 ※前回検証以降</p> | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 「高浜市まちづくり協議会条例」を制定した。(H27.4.1 施行) ◆ 各まち協の代表者と事務局長で構成する「まちづくり協議会サミット」を設置し、5つのまちづくり協議会で定期的に情報共有をしている。 ◆ 各まちづくり協議会では定期的にまたは必要に応じて会合を開き、地域課題や事業の実施について話し合いの上、実践している。行政からも特派員や担当部署の職員及び防災や福祉の部門の職員が参加し、情報の共有に努めている。 |
| <p>成果・課題</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 各小学校区のまちづくり協議会が情報交換をしたり、人的交流によって活動を充実させるなど、市内全域でのまちづくりのつながりができてきた。 ・ 地域団体は全体的に担い手不足が顕著になってきており、コーディネーターとしてのまちづくり協議会の役割が期待される。 |

③考察ポイントに関する条文チェック

- 人口変化に即しているか
- 経済変化に即しているか
- 危機管理が考えられているか

- ・まちづくり協議会に期待される機能自体が、人口変化、経済変化に対応していくための地域自治である。なかでも危機管理については熱心な活動がなされている。
- ・地域課題の見通しをたてて解決していくための『地域計画』を各小学校区で策定している。

④内部検証結果 条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり 必要なし

- ◇ 「まちづくり協議会条例」が平成27年4月1日から施行され、条例で担保された団体として、より全体的・公共的な視野で地域課題にあたることになる。
- ◇ 表現にあいまいな点やわかりにくい点はないと考えており、条文を修正する必要はないと考える。

⑤高浜市自治基本条例検証委員会検証結果とコメント

条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり 必要なし

コメント

★まちづくり協議会サミットで情報共有

★特派員はじめ、職員のスキルアップ

参考（H27年度検証委員会のコメント）

- ◇ まちづくり協議会は、小学校区内の様々な団体が連携・協力しながら、地域課題を解決していく仕組みである。今後も各団体が役割を分担し、補完しあいながら、まちづくりに取り組んでいくことが大切である。
- ◇ 小学校区内での連携・協力体制を築いていくためには、まちづくり協議会の事務局機能強化が不可欠である。地域においても努力が必要だが、事務局員が細かな事務作業に忙殺されないよう、また、団体同士の連携・協力等がうまく進むように事務局を支援するなど、行政のバックアップも必要である。

(地域計画)

第 18 条 まちづくり協議会は、自らが取り組む地域のまちづくりの目標、活動方針、内容等を定めた地域計画を策定します。

2 行政は、市政運営に当たり、地域計画を尊重します。

【関係する主な条例・計画等】 高浜市まちづくり協議会条例、高浜市まちづくり協議会条例施行規則、第 6 次高浜市総合計画、各まちづくり協議会地域計画

① 第 18 条 について

- ◇ 「地域計画」は、“小学校区の総合計画”とも称され、小学校区単位でまちづくりの目標や活動方針、取組内容等を長期的な視点で定めたもので、平成 21 年に全小学校区で策定されました。定期的に見直し作業を行い、実情と将来計画を更新します。
- ◇ 平成 23 年度からスタートした「第 6 次総合計画」では、基本構想に「地域展望」という項目を設け、市政運営にあたっては「地域計画」を“地域の想い”として尊重すること、地域の「やりたい!」「こうしたい!」という自主的・自発的な取組みを応援するとともに、地域とともに協働して取り組んでいくことを明記し、地域との連携や協働を意識した計画となっています。

② これまでの主な取組 ～条例の推進状況と成果・課題

| | |
|-------------------------|---|
| <p>進捗状況 ※前回検証以降</p> | <ul style="list-style-type: none"> ◆現在の、まちづくり協議会の「地域計画」は平成 27 年度に見直し作業が行われ、計画期間は令和 3 年度までとなっている。 ◆「地域計画」はより具体的な事業計画につながり、高浜市の総合計画を下支えする計画となっている。 |
| <p>成果・課題</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の人口動向や各種統計データをとりまとめ、地域の強みや弱みを把握・共有し、まちづくりに活かしていくための「地域カルテ」を作成し、各まちづくり協議会に配布するとともに、市公式ホームページに掲載した。平成 29 年度からはオープンデータとして、どなたでも活用できるようにしている。 ・令和元年度には、有識者と協働でコミュニティ診断を実施したり、「平成 31 年度あいち地域づくり連携大学」という取り組みのモデル自治体となって、各まちづくり協議会に大学生や他自治体の職員が出向いて聞き取りをするなど、外部の視点も入れることで停滞しないようにしている。 |

③考察ポイントに関する条文チェック

- 人口変化に即しているか
- 経済変化に即しているか
- 危機管理が考えられているか

・各まちづくり協議会で人口や防災防犯など地域の実情をとらえ、アンケートなども実施したうえで『地域計画』の検討を進めている。

④内部検証結果 条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり 必要なし

- ◇ 「地域計画」については、平成 27 年 4 月 1 日施行の「まちづくり協議会条例」（第 5 条第 4 項）にも、「まちづくり協議会は、自らが取り組む地域のまちづくりの目標、活動方針、内容などを定めた地域計画を策定します。」と規定されている。
- ◇ 公共的な団体として自主的・自律的に、また、責任を持って持続的なまちづくり活動を行っていくためには、校区内の市民・団体等が共有できる中長期的なビジョンは必要である。また、表現にわかりにくい点やあいまいな点はないと考えており、条文を修正する必要はないと考える。

⑤高浜市自治基本条例検証委員会検証結果とコメント

条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり 必要なし

コメント

★「地域カルテ」はオープンデータとしてより広く活用

★担当職員と特派員がフォローし、近く改定を見据えて準備

参考（H27 年度検証委員会のコメント）

- ◇ 「地域カルテ」に掲載するデータの充実、「地域計画」見直しにあたって、策定ノウハウの提供など、職員によるバックアップ体制を整えていただきたい。

(活動の育成と支援)

第19条 市民は、自主的な意思によってまちづくり活動に参画し、交流を育みながら、お互いに助け合い、地域課題を共有し、解決に向けて行動するよう努めます。

2 市民、議会及び行政は、市民の自主的なまちづくり活動の役割を尊重し、これを将来に向けて守り、育てるよう努めます。

3 行政は、まちづくり協議会、町内会等の基礎的なコミュニティ団体、その他の市民公益活動団体及び市民が活動しやすいよう必要な支援と協力を行います。

【関係する主な条例・計画等】 高浜市まちづくりパートナーズ基金の設置及び管理に関する条例、高浜市まちづくりパートナーズ基金事業の実施に関する規則、高浜市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例、高浜市コミュニティプラザの管理及び運営に関する規則、高浜市地域社会活動支援のための公用車の貸出しに関する規則、高浜市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例、高浜市まちづくり協議会特派員制度の実施に関する要綱 など

① 第19条 について

- ◇ 地域の自治が活性化し、豊かになっていくことによって、高浜市全体の自治がたくましくなり、活力ある地域社会の実現につながっていきます。
- ◇ 町内会など、地縁でつながってきた団体や、活動内容や目的によって人々が結集するテーマ型の市民活動も大切な担い手であり、市民も議会も行政も、その役割を認識し、お互いに守り、育てていくように努めていくことが大切です。

② これまでの主な取組 ～条例の推進状況と成果・課題

| | |
|-------------------------|---|
| <p>進捗状況 ※前回検証以降</p> | <ul style="list-style-type: none"> ◆市民予算枠事業交付金は、採択結果や実績報告を「広報たかはま」に掲載して公表している。 ◆第3項に規定する「活動しやすい支援・協力」は、第4条「まちづくりの基本原則」の「各種協働の手法の実施」記載内容と連動している。 ◆市民予算枠事業の「地域内分権推進型」を平成29年度より「地域一括交付型」に変更し、小学校区での協議がより進むことを目指している。 ◆町内会の活動交付金と配布物の委託費を平成31年から総合政策グループに一元化し、補助金とした。 |
| <p>成果・課題</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・「市民意識調査」の結果にみる「地域活動に参加したことのある人」の割合はおおむね60%を推移している。年代によって割合は異なるが、学区にはほぼ偏りはない。各まち協で工夫こらして活動メニューを組み立てていることもその一因であろう。 |

③考察ポイントに関する条文チェック

- 人口変化に即しているか
- 経済変化に即しているか
- 危機管理が考えられているか

・人口の変化、経済の変化に対応できるように地域団体との関係性を構築してきたので、表現に過不足はないと考える。また、担い手の減少という課題についても、各団体とまちづくり協議会、議会・行政で共に考えるという姿勢を示すもので、現状に即している。

④内部検証結果 条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり 必要なし

- ◇ 市民が主体となったまちづくり「地域自治」の芽を育てていくためには、市民が活動しやすい土壌が必要である。
- ◇ 活動によって培われた、市民同士の「つながり」が非常時を支える。新型コロナウイルス感染症の影響で、今後は新しいかたちの「つながり」が必要になることから一層の自主的・自発的な活動が期待される。
- ◇ 表現にわかりにくい点やあいまいな点はないと考えており、条文を修正する必要はないと考える。

⑤高浜市自治基本条例検証委員会検証結果とコメント

条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり 必要なし

コメント

参考（H27年度検証委員会のコメント）

- ◇ 町内会は、まちづくりの根っことなる団体である。加入率の維持・向上に向けては、未加入者へのアプローチが課題となる。今は、加入のメリットが感じられないと未加入者を取り込むのは難しい時代になっている。町内会の加入について、メリットを強調できることがあるとよい。
- ◇ 最近、自治体消滅論がいわれているが、住民自治が豊かな自治体は生き残っていくことができる。今後はますますコミュニティ教育が大切になる。生涯学習の中に自治基本条例を通じて高浜市の現状を学ぶ機会を設けるなど、働いている方が退職後に、どうしたら地域に根差して暮らしていけるかを学べる講座なども必要ではないか。

★各町内会の加入募集チラシの配布や、市公式HPから入会申込書のダウンロードを可能に

(市政運営の基本原則)

第20条 議会及び行政は、次に掲げる基本原則に基づいて、市政を運営します。

- (1) 法令遵守 公正を確保し、透明性を向上するため、法令を遵守します。
- (2) 情報公開・情報共有 市政に関して市民の知る権利を保障し、議会及び行政が行う諸活動を市民に説明するため、別に条例で定めるところにより、議会及び行政が持っている情報を積極的に公開・提供し、市民と情報を共有します。
- (3) 個人情報保護 市民の権利利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、議会及び行政が持っている個人情報を適正に取り扱います。
- (4) 説明・応答責任 市政に関して市民に積極的に説明する責任を果たすとともに、市民から説明の要請があった場合には、誠実な応答に努めます。
- (5) 財政運営 最少の経費で最大の効果を上げるよう、効果的かつ効率的な財政運営を行います。

① 第20条 について

【関係する主な条例・計画等】 高浜市行政行動規範、高浜市情報公開条例、高浜市個人情報保護条例、高浜市行政手続条例、高浜市パブリックコメント条例、高浜市職員等公益通報処理要綱、高浜市財政状況の公表に関する条例、高浜市長期財政計画 など

☆ 市政運営にあたっての基本姿勢として、「法令遵守」「情報公開・情報共有」「個人情報保護」「説明・応答責任」「財政運営」の5つを挙げています。

② これまでの主な取組 ～条例の推進状況と成果・課題

| | |
|-------------------------|---|
| <p>進捗状況 ※前回検証以降</p> | <ul style="list-style-type: none"> ◆職員は「高浜市行政行動規範」を朝礼時に唱和し、職務遂行時に実践を心がけている。 ◆職員の職務に係る法令の遵守や倫理の保持に関する通報を適切に処理し、通報者の保護と適法・公正な行政運営を図るため「高浜市職員等公益通報処理要綱」を定めている。 ◆「情報公開制度実施状況」「パブリックコメント制度運用状況」「個人情報保護制度の運用状況」を『広報たかはま』において公表している。 ◆議会において、議会情報を掲載した広報紙「ぴいぷる」を発行している。(年4回) ◆市政に関して『広報たかはま』や市公式ホームページにより継続的に発信している。 ◆将来に向けて持続可能な財政運営を行うため、平成27年度から毎年度、高浜市長期財政計画を策定(改定)し、公表している。 |
| <p>成果・課題</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・市の情報や制度は必要が無ければ検索もされない。お知らせのツールを充実させることが必須である。 |

③考察ポイントに関する条文チェック

- 人口変化に即しているか
- 経済変化に即しているか
- 危機管理が考えられているか

・市制運営の5つの基本姿勢は、社会変化にかかわらず必要なことがらが挙げられているので、この条文で過不足ないとする。

④内部検証結果 条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり 必要なし

- ◇ 第20条は、市政運営にあたっての基本姿勢を示したものである。いずれも、市政運営における透明性の確保や市民の信頼向上に向けて、普遍的・不可欠な項目である。
- ◇ 表現についても、あいまいな点やわかりにくい点はないと考えており、条文を修正する必要はないとする。

⑤高浜市自治基本条例検証委員会検証結果とコメント

条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり 必要なし

コメント

参考（H27年度検証委員会のコメント）

- ◇ 第20条は、市政運営にあたっての基本姿勢を示したものである。いずれも、市政運営における透明性の確保や市民の信頼向上に向けて、普遍的・不可欠な項目である。
- ◇ 表現についても、あいまいな点やわかりにくい点はないと考えており、条文を修正する必要はないとする。

(総合計画の策定等)

第 21 条 議会及び行政は、総合的・計画的に市政を運営するため、総合計画を策定します。

2 総合計画は、目指すべき将来像を定める基本構想、これを実現するための事業を定める基本計画、事業の進め方を明らかにするアクションプランで構成します。

3 行政は、成果を重視した市政運営を目指すため、総合計画の進行管理を行い、その状況をわかりやすく公表します。

4 行政は、総合計画に基づいて予算を編成し、計画的で健全な財政運営に努めます。

【関係する主な条例・計画等】 第 6 次高浜市総合計画（基本構想・基本計画・アクションプラン）、第 6 次高浜市総合計画推進会議設置規則、高浜市長期財政計画、当初予算編成方針、高浜市議会の議決すべき事件を定める条例

① 第 21 条 について

- ◇ 「総合計画」は、高浜市が行う全ての政策・施策・事業の根拠となる最上位の計画です。将来像など政策の方向性を定める「基本構想」と、まちづくりの目標と取組みの方向性を示した「基本計画」は、議会の議決を経て策定をします。
- ◇ 現在は「第 6 次総合計画」（計画期間：平成 23 年度～平成 33 年度）を推進中で、市民とともに策定した計画を実効性あるものとしていくために、市民とともに「基本計画」に掲げる目標の達成状況や効果などを点検・検証、見直し・改善策を検討するといった「計画の進行管理」を計画内に位置付け、取り組んでいます。

② これまでの主な取組 ～条例の推進状況と成果・課題

| | |
|-------------------------|--|
| <p>進捗状況 ※前回検証以降</p> | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 「市民意識調査」を毎年実施し、総合計画の策定や推進の基礎資料としている。 ◆ 平成 29 年度に総合計画審議会（学識経験者 1 人、市民委員 12 人、副市長）を編成し、「後期基本計画」を検討、策定した。 ◆ 平成 29 年度まで、総合計画推進会議（学識経験者 1 人、市民委員 10 人、副市長）により、「中期基本計画（H26～29）」の推進状況の点検確認を行った。 ◆ 平成 30 年から、総合計画推進会議を新たな市民委員を交えた形で編成し「後期基本計画（H30～R3）」について推進状況の点検確認を行っている。 ◆ 審議会・推進会議は公開制とし、その様子は『広報たかはま』と市公式ホームページで公表した。 ◆ 将来に向けて持続可能な財政運営を行うため、平成 27 年度から毎年度、高浜市長期財政計画を策定（改訂）し公表している。 |
| <p>成果・課題</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 6 次高浜市総合計画は 100 人規模の市民とともに原案を練り上げた経緯があり、その進行管理も前期・中期・後期と市民委員と共に行ってきた。 ・ アクションプランも毎年公表し「部長の実行宣言」に主要施策をまとめて公開し、各公共施設にも設置している。 |

③考察ポイントに関する条文チェック

- 人口変化に即しているか
- 経済変化に即しているか
- 危機管理が考えられているか

・総合計画を市政運営の根幹に置くことは変わりなく、条文に過不足はないと考える。また、総合計画の「アクションプラン」は1年ごとに社会変化も鑑みて更新している。

④内部検証結果 条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり 必要なし

- ◇ 第21条は、市の最上位計画である「総合計画」に関する規定で、総合計画に基づいて市政運営を行うという決意とその枠組みを示している。市民とともに計画を推進することが定着し、今後も、その精神を持ち続けて推進していくことが重要である。
表現にわかりにくい点やあいまいな点はないと考えており、条文を修正する必要はないと考える。

⑤高浜市自治基本条例検証委員会検証結果とコメント

条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり 必要なし

コメント

参考（H27年度検証委員会のコメント）

- ◇ 第21条は、市の最上位計画である「総合計画」に関する規定で、総合計画に基づいて市政運営を行うという決意とその枠組みを示している。市民とともに計画を推進することが定着し、今後も、その精神を持ち続けて推進していくことが重要である。
- ◇ 表現にわかりにくい点やあいまいな点はないと考えており、条文を修正する必要はないと考える。

(危機管理)

第22条 行政は、自然災害等不測の事態に備えて、市民、事業者、関係機関等との連携・協力により、総合的かつ機動的な危機管理体制の整備及び未然防止対策を行います。

2 市民及び事業者は、災害等の発生時に自らを守る努力をするとともに、自らが果たすべき役割を認識し、相互に協力して災害等に対応するよう努めます。

【関係する主な条例・計画等】 高浜市地域防災計画、高浜市水防計画、高浜市国民保護計画、高浜市建築物改修促進計画、高浜市空家等対策計画、高浜市自主防災組織整備推進要綱、高浜市みんなで犯罪のないまちにしよう条例

※高浜市国土強靱化地域計画（令和2年度策定予定）

① 第22条 について

◇「危機管理」は、条例策定時に市民の関心が高かった項目です。

行政は市民の生命・財産等を守るために、危機管理体制の整備や未然防止対策を行うことが求められます。また、市民・事業者も「自らの安全は自らが守る」「地域の安全は地域で守る」という意識を持ち、役割を分担して、危機や災害発生時の対応能力を高めていくことが大切です。

② これまでの主な取組 ～条例の推進状況と成果・課題

| | |
|-------------------------|---|
| <p>進捗状況 ※前回検証以降</p> | <ul style="list-style-type: none"> ◆毎年、まちづくり協議会や町内会等と協働で「総合防災訓練」や「水防訓練」を実施し、防災対策の確立と防災意識の高揚を図っている。 ◆毎年「地域防災リーダー養成講座」を開催し、地域防災を担う人材の育成を行っている。 ◆毎年「外国人向け防災訓練」を実施し、外国人への防災意識の高揚を図っている。 ◆避難所に関わる関係者に参加してもらい、令和元年度より「みんなで考える避難所づくり」と題した検討会を実施し、開設までの手順書やレイアウトの作成を進めている。 ◆まちづくり協議会をはじめとする各種団体において、防犯・防災に関する各種講座・訓練・活動が行われている。 ◆災害時における「ひと」「もの」「ばしょ」を確保するため、事業者、団体、自治体との災害協定の締結に取り組んでいる。（協定締結件数：5年間で22件〈R2.8.19時点〉） ◆毎年「防災会議」を開催し、「地域防災計画」の見直しなどを行っている。 ◆毎年、職員訓練や庁舎避難訓練などの各種訓練を行い、職員の災害対応力の強化を図っている。 |
|-------------------------|---|

| | |
|-------|---|
| 成果・課題 | <ul style="list-style-type: none"> ・行政と、まちづくり協議会や市民団体との防災・防犯のネットワークが構成され、防災訓練や地域の安心安全に関する勉強会や情報交換がなされている。 ・こどもたちが防災の知識を学ぶ機会をつくり、小中学生の防災リーダーを育成する講座などが市民団体により実施されている。 ・高浜市商工会と連携を図りながら、事業者と意見交換や役割分担などが図られている。 ・事業者も各々防災訓練の実施を行っている。 ・災害の規模が大きくなるほど「自助」「共助」「公助」に基づく市民、事業者、関係機関等との役割分担と連携が重要となる。引続き各種対策に取り組んでいく必要がある |
|-------|---|

③考察ポイントに関する条文チェック

| |
|--|
| <input type="checkbox"/> 人口変化に即しているか <input type="checkbox"/> 経済変化に即しているか <input type="checkbox"/> 危機管理が考えられているか |
| <p>・前回検証（H27年度）以降、毎年のように日本語本各地で大規模な自然災害が発生している。行政だけでなく、市民、事業者との連携や意識の向上がさらに重要になっているなかで、この条文は必要不可欠と考える。</p> |

④内部検証結果 条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり 必要なし

| |
|--|
| <p>◇ 自然災害に加えて、感染症の流行で甚大な被害が出ている現在、危機管理に対する意識はますます高まっている。第22条は不測の事態に備えて、自助・互助・共助・公助の基本的な考え方を示したものである。表現にあいまいな点やわかりにくい点はないと考えており、条文を修正する必要はないと考える。</p> |
|--|

⑤高浜市自治基本条例検証委員会検証結果とコメント

条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり 必要なし

コメント

参考（H27年度検証委員会のコメント）

- ◇ 災害時の避難所開設について、誰が施設の開錠を行うのか（行政が行うのか、地域でも可能なのか）が、あまり知られていないのではないかと。行政・関係団体が情報を共有し合い、災害時の連携体制を整えていく必要がある。
- ◇ 避難所での宿泊を伴う訓練を、全小学校区で、年1回以上行うようにしてはどうか。住民自治を強化しなければ、避難所の運営は難しい。いざという時に、行政はあてにはできない。災害状況を想定し、子どもから高齢者まで多くの世代による参加で実践を積み重ね、訓練経験者を増やしていくことが重要である。

(他の自治体等との連携と協力)

第23条 行政は、まちづくりの共通課題について、他の自治体、関係機関等と互いに連携・協力しながら、その解決に努めます。

【関係する主な条例・計画等】 衣浦東部広域連合規約、衣浦衛生組合理約、西三河地方教育事務協議会規約、姉妹都市提携（岐阜県瑞浪市）、災害時相互応援協定、高浜市ふるさと応援寄附金事務取扱要綱、衣浦定住自立圏にかかる協定 など

① 第23条 について

- ◇ 消防・救急、交通対策など、単独よりも広域や複数で対応した方がよい課題については、近隣自治体、あるいは国・県などと連携・協力して取り組んでいきます。
- ◇ 産業界や大学・研究所といった民間企業・機関、市外に住んでいる人（例：高浜市出身者、まちづくりの専門家）も、連携・協力のパートナーに含んでいます。

② これまでの主な取組 ～条例の推進状況と成果・課題

| | |
|-------------------------|---|
| <p>進捗状況 ※前回検証以降</p> | <ul style="list-style-type: none"> ◆【消防・救急】 衣浦東部広域連合（碧南市・刈谷市・安城市・知立市・高浜市） ◆【ごみ処理・し尿処理・火葬場の運営管理】 衣浦衛生組合（碧南市・高浜市） ◆【災害協定】 岐阜県瑞浪市（姉妹都市）、多治見市 ◆【防災関連市民団体との協定】 西三河の自治体、全国ボート場所在市町村協議会加盟自治体（24自治体）、高浜の防災を考える市民の会 ◆【広域行政圏】 衣浦定住自立圏（刈谷市・知立市・東浦町・高浜市） ◆その他、事業分野ごとに、自治体相互の連携、NPO や専門機関など民間も含めた連携・協力体制を構築（例：幸せリーグ、全国ボートサミット、福祉自治体ユニット、油ヶ淵水質浄化促進協議会 など） |
| <p>成果・課題</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・甚大な自然災害発生時、連携または加盟している機関を介在して自治体相互に備蓄品の提供をするなどの動きが全国的に広がっている。当市からも平成28年熊本地震の際は菊池市（全国ボート場所在市町村協議会加盟自治体）に、平成30年の台風21号では大阪府千早赤阪村（市長会経由）に備蓄品を提供した。 ・「衣浦定住自立圏共生ビジョン」にもとづき、定期的に情報交換のほか合同研修会などを実施している。 |

③考察ポイントに関する条文チェック

- 人口変化に即しているか
- 経済変化に即しているか
- 危機管理が考えられているか

- ・ 今後、すべての市町村がフルセットの生活機能を確保することは困難である。近隣市との連携によりサービスを維持することも必要となり、第23条は、このような先を見通した連携の担保となる条文である。
- ・ 緊急時の支援の観点からは、遠方の自治体等との連携も望ましい。

④内部検証結果 条文修正（追加・改正・削除）の必要性 必要あり 必要なし

- ・ 近年、まちづくりの課題については、単独で解決できるものばかりではなく、他自治体等との連携・協力関係を深めていくことは今後も不可欠である。
条文の表現にわかりにくい点やあいまいな点はないと考えており、条文を修正する必要はないと考える。

⑤高浜市自治基本条例検証委員会検証結果とコメント

条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり 必要なし

コメント

参考（H27年度検証委員会のコメント）

- ◇ 各種防災協定が締結されているが、お互いに助け合えるように、高浜市とは地形・環境の特徴等が異なる遠隔地との連携・協力を積極的に進めていただきたい。また、いざという時に、協定が効果を発揮するためには、平常時において定期的に交流を持つておくことが大切である。

(条例の検証と見直し)

第 24 条 行政は、この条例の施行の日から起算して 5 年を超えないごとに、社会情勢の変化等に照らし合わせ、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を行います。

2 行政は、前項に規定する検討や必要な措置を行うに当たっては、多様な方法を用いて、市民の意見や提案を求めなければなりません。

【関係する主な条例・計画等】 —

① 第 24 条 について

◇ この条例は、高浜市のまちづくりの考え方や基本的な仕組み等を定めた最高規範であることから、それほど頻繁に見直しを行うべきものではないと考えられます。

しかし「条例をつくったら終わり」とせず、各条文がその時々々の社会情勢に合っているか、運用してみて不都合が生じていないか、高浜市にふさわしいものであり続けているかどうかを確認するために、5 年を超えない期間ごとに、市民の意見を交えて検証し、必要があれば見直しを行うこととしています。

② これまでの主な取組 ～条例の推進状況と成果・課題

| | |
|-------------------------|--|
| <p>進捗状況 ※前回検証以降</p> | <p>◆平成 27 年度に、学識経験者・市民・副市長で構成する「高浜市自治基本条例検証委員会」との協働により、検証作業を行った。</p> |
| <p>成果・課題</p> | <p>・より多くの市民に本条例を知っていただくことが肝要である。</p> |

③考察ポイントに関する条文チェック

- 人口変化に即しているか
- 経済変化に即しているか
- 危機管理が考えられているか

・変化に応じた見直しをルールづけるものであり、条文に過不足はないと考える。

④内部検証結果 条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり 必要なし

- ◇ 「まちづくりにおける市民・議会・行政の共通ルール」として条例が実効性を保ち続けるためにも、一定時期に検証を行うこと、また、市民に意見提案を求めることは必要である。「5年を超えないごとに」という期間設定については、適切であると考えている。
表現にわかりにくい点やあいまいな点はないと考えており、条文を修正する必要はないと考える。

⑤高浜市自治基本条例検証委員会検証結果とコメント

条文修正（追加・改正・削除）の必要性 → 必要あり 必要なし

コメント

参考（H27年度検証委員会のコメント）

- ◇ 自治基本条例が、まちづくりの根幹であることを、市民として実感する。今回の検証作業では、条文修正の必要性はないと考えるが、5年以内に定期点検を行うことが制度化されていることは、大変重要である。今後の検証作業においても、老若男女、様々な立場の市民が参画されることを期待する。

高浜市自治基本条例

平成22年12月24日公布

平成23年 4月 1日施行

前文

私たちのまち高浜市は、自治の本来の姿に立ち返り、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という決意のもと地域内分権を推進し、住民力を育ててきました。地域に身近な課題は、地域を構成する市民が最もよく知っています。そこで、地域で担う方がより地域の発展につながるものについては、必要な権限と財源を行政から地域へ移し、市民が自ら考え、自主的・自立的に取り組むことができるよう、小学校区単位で住民自治組織であるまちづくり協議会を設立しました。

市民自治の芽を大きく育て、しっかりと根を下ろし、「高浜市らしさ」を将来にわたって継続・発展させていくためには、まちづくりの担い手である私たち一人ひとりが持っている力を出し合い、みんなで高浜市を創りあげていくことが大切です。

そこで、まちづくりにおける市民、議会及び行政の役割を定め、互いに手と手を取り合いながら、「住んでみたい」「住んでよかった」「いつまでも住み続けたい」と思える持続可能な自立した基礎自治体・高浜市の確立を目指し、高浜市のまちづくりの最高規範として自治基本条例をここに制定します。

私たちの愛するまち高浜市を未来へとつなげていくために。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、高浜市におけるまちづくりに関する基本的事項を定め、市民、議会及び行政の果たすべき役割を明らかにすることによ

り、市民が主体となった自治の進展を図り、持続可能な活力ある地域社会を実現することを目的とします。

(用語)

第2条 この条例で使われている用語の意味は、次のとおりです。

- (1) 市民 市内に住む者、働く者又は学ぶ者及び市内で事業又は活動を行う者(法人その他の団体を含みます。)をいいます。
- (2) 行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会(これらの機関の補助職員を含みます。)をいいます。
- (3) まちづくり 住みよい豊かな地域社会をつくるために市民、議会及び行政が取り組む活動をいいます。
- (4) 参画 政策、施策、事業等の立案から実施及び評価にいたる各段階において、市民が主体的に参加し、意思形成に関わることをいいます。

(条例の位置付け)

第3条 この条例は、高浜市のまちづくりに関する基本を定める最高規範であり、市民、議会及び行政は、この条例を誠実に遵守するものとします。

2 議会及び行政は、他の条例、規則、計画等の制定、改廃等に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければなりません。

第2章 まちづくりの基本原則

(まちづくりの基本原則)

第4条 高浜市のまちづくりは、次の基本原則によるものとします。

- (1) 参画の原則 議会及び行政は、市民参画の機会を保障し、市民の意思を反映した市政運営を行います。
- (2) 協働の原則 市民、議会及び行政は、それぞれの立場や果たすべき役割を自覚し、お互

いを尊重・理解し、知恵と力を出し合いながら連携・協力してまちづくりを行います。

- (3) 情報共有の原則 市民、議会及び行政は、それぞれが持っているまちづくりに関する情報をお互いに提供し、共有し合います。

第3章 まちづくりの担い手

— 第1節 市民 —

(市民の権利)

第5条 市民は、まちづくりに参画する権利があります。

2 市民は、まちづくりに関し、議会及び行政が持っている情報を知る権利があります。

3 市民は、まちづくりに参画しないことを理由に不利益を受けません。

(子どものまちづくりに参加する権利)

第6条 子どもは、社会の一員として、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利があります。

(市民の役割と責務)

第7条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、まちづくりに参画するよう努めます。

2 市民は、お互いの立場を尊重し、理解し合い、それぞれが持っているまちづくりの情報を交換し合いながら、連携・協力してまちづくりに取り組みます。

3 市民は、まちづくりに参画するに当たっては、公共の視点を持ち、自らの発言と行動に責任を持つものとし、

(事業者の役割と責務)

第8条 事業者は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、市民、議会及び行政と協力して、地域の課題解決に向けた取組みに努めます。

— 第2節 議会 —

(議会の役割と責務)

第9条 議会は、市民の代表による意思決定機関であるとともに、市政運営を監視及びけん制する機能を果たします。

2 議会は、政策論議及び立法活動の充実に努め

ます。

3 議会は、市民の意思を市政に適切に反映させるため、市民との情報共有を図り、開かれた議会運営に努めます。

4 議会は、自らの機能と責務に関する基本的な事項について、別に条例で定めます。

(議員の役割と責務)

第10条 議員は、市民の代表者として、政治倫理の確立を図るとともに、市民の信託に応え、公平・公正かつ誠実に職務を遂行します。

2 議員は、市民全体の利益を図ることを行動の指針とするとともに、審議能力及び政策立案能力の向上を図るため、自己の研さんに努めます。

— 第3節 行政 —

(市長の役割と責務)

第11条 市長は、市民の信託に応え、市政の基本方針を明らかにし、高浜市の代表者として、公正かつ誠実に市政を運営します。

(職員の役割と責務)

第12条 職員は、市民全体のために働く者として、市民の視点に立って、公正かつ誠実に職務を行うとともに、職務に必要な専門的知識の習得や能力・資質の向上を図ります。

2 職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、積極的に市民と連携し、市民との信頼関係を築きながら、職務を行います。

第4章 参画と協働

(参画機会の保障)

第13条 行政は、市民の意見が市政へ反映されるとともに、参画する機会が保障されるよう、多様な参画制度を設けます。

(住民投票)

第14条 市政に関する重要事項について、市民の意思を確認するため、投票資格を有する市民の請求又は議会若しくは市長の発議により、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

(協働の推進)

第15条 市民、議会及び行政は、お互いの自主性及び自発性を尊重するとともに、目的や情報を共有して、相互理解と信頼関係のもとに、協働してまちづくりに取り組みます。

2 行政は、公共的課題の解決や公共的サービスの提供等について、市民がその担い手となるよう、協働を進めるための仕組みづくりや必要な支援を行います。

第5章 地域自治

(地域内分権の推進)

第16条 行政は、地域を構成する市民がお互いに支え合いながら安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、地域のことは地域の市民が自ら考え、実行するための施策を講じるとともに、地域の自主性・主体性を尊重し、お互いに補完し合いながら、まちづくりを行います。

(まちづくり協議会)

第17条 市民は、前条に規定する地域内分権を推進する組織として、小学校区ごとに一を限り、その地域の市民で構成するまちづくり協議会を設置することができます。

2 まちづくり協議会は、その地域の市民に関われた組織とし、身近な地域の課題を話し合い、解決できるよう、地域の市民の意思を反映してまちづくりを行います。

3 まちづくり協議会に関する必要な事項は、別に条例で定めます。

(地域計画)

第18条 まちづくり協議会は、自らが取り組む地域のまちづくりの目標、活動方針、内容等を定めた地域計画を策定します。

2 行政は、市政運営に当たり、地域計画を尊重します。

(活動の育成と支援)

第19条 市民は、自主的な意思によってまちづくり活動に参画し、交流を育みながら、お互いに助け合い、地域課題を共有し、解決に向けて

行動するよう努めます。

2 市民、議会及び行政は、市民の自主的なまちづくり活動の役割を尊重し、これを将来に向けて守り、育てるよう努めます。

3 行政は、まちづくり協議会、町内会等の基本的なコミュニティ団体、その他の市民公益活動団体及び市民が活動しやすいよう必要な支援と協力を行います。

第6章 市政運営

(市政運営の基本原則)

第20条 議会及び行政は、次に掲げる基本原則に基づいて、市政を運営します。

(1) 法令遵守 公正を確保し、透明性を向上するため、法令を遵守します。

(2) 情報公開・情報共有 市政に関して市民の知る権利を保障し、議会及び行政が行う諸活動を市民に説明するため、別に条例で定めるところにより、議会及び行政が持っている情報を積極的に公開・提供し、市民と情報を共有します。

(3) 個人情報保護 市民の権利利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、議会及び行政が持っている個人情報を適正に取り扱います。

(4) 説明・応答責任 市政に関して市民に積極的に説明する責任を果たすとともに、市民から説明の要請があった場合には、誠実な応答に努めます。

(5) 財政運営 最少の経費で最大の効果を上げるよう、効果的かつ効率的な財政運営を行います。

(総合計画の策定等)

第21条 議会及び行政は、総合的・計画的に市政を運営するため、総合計画を策定します。

2 総合計画は、目指すべき将来像を定める基本構想、これを実現するための事業を定める基本計画、事業の進め方を明らかにするアクションプランで構成します。

3 行政は、成果を重視した市政運営を目指すため、総合計画の進行管理を行い、その状況をわかりやすく公表します。

4 行政は、総合計画に基づいて予算を編成し、計画的で健全な財政運営に努めます。

(危機管理)

第22条 行政は、自然災害等不測の事態に備えて、市民、事業者、関係機関等との連携・協力により、総合的かつ機動的な危機管理体制の整備及び未然防止対策を行います。

2 市民及び事業者は、災害等の発生時に自らを守る努力をするとともに、自らが果たすべき役割を認識し、相互に協力して災害等に対応するよう努めます。

(他の自治体等との連携と協力)

第23条 行政は、まちづくりの共通課題について、他の自治体、関係機関等と互いに連携・協力しながら、その解決に努めます。

第7章 条例の検証と見直し

(条例の検証と見直し)

第24条 行政は、この条例の施行の日から起算して5年を超えないごとに、社会情勢の変化等に照らし合わせ、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を行います。

2 行政は、前項に規定する検討や必要な措置を行うに当たっては、多様な方法を用いて、市民の意見や提案を求めなければなりません。

